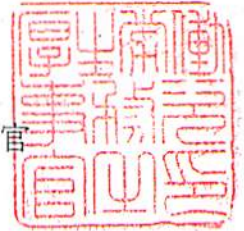


厚生労働省発薬生0512第40号

令和2年5月12日

都道府県薬剤師会 会長 殿

厚生労働事務次官



令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費の交付について

標記の委託費の交付については、別紙「令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月30日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

(交付の目的)

- 2 この委託費は、令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」及び令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」等を踏まえ、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等を支援し、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、令和2年4月23日薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」に基づき、選定された都道府県薬剤師会が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。
(ア) (イ)の間接補助事業者（以下「薬局」という）が行う患者への薬の配送等に必要経費の補助の計画立案及び報告等の事業
(イ) 薬局が行う患者への薬の配送等に対して都道府県薬剤師会が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア. 都道府県薬剤師会が行う事業
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が別に定める額	人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、給与費(非常勤職員給与費、諸手当、法定福利費)、雑役務費、委託費

イ. 薬局が行う患者への薬の配送等に対して都道府県薬剤師会が補助する事業

- (1) 全薬局の合計額において、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2) により選定された額と都道府県薬剤師会が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が別に定める額	人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、給与費(非常勤職員給与費、諸手当、法定福利費)、雑役務費、委託費

(委託費の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(5) 委託費と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

委託費と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、委託費に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(7) 都道府県薬剤師会は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた委託費に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(8) 都道府県薬剤師会は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県薬剤師会」、(6)中「第3号様式」とあるのは、「第4号様式」と読み替えるものとする。

(9) (8)により付した条件に基づき都道府県薬剤師会の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、令和2年5月29日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和3年1月31日までにを行うものとする。

(標準処理期間)

- 9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告書は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名) 薬剤師会長 ○○○○ 印

令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費の交付申請について

標記について、次により事業費を交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 事業費申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1（1）、（2）、（3））
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 令和2年度歳入歳出予算の抄本
(当該委託事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
 - (2) その他参考となる書類

經費所要額調書

(都道府県薬剤師会名)

(単位：円)

[illegible]

(別紙1 (2))

経 費 所 要 額 調 書 (直接補助事業分)

(都道府県薬剤師会名)

(1) 所要額

(単位: 円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	交付基準額	選定額 D、Eのいずれか 少ない方の額	委託費 基本額 C、Fのいずれか 少ない方の額	委託費 所要額
A	B	C	D	E	F	H	I
円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 所要額内訳

(単位: 円)

区 分	支 出 予 定 額	支 出 内 訳
人 件 費	円	
諸 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
賃 金		
給 与 費		
雑 役 務 費		
委 託 費		
合計		

(単位：円)

[illegible]

別紙2 事業計画書

1. 都道府県薬剤師会名

2. 事業担当者

担当者氏名

住所・部署名

連絡先 電話

メールアドレス

3. 事業名

4. 事業開始時の問題意識

5. 事業の内容

6. 事業の実施方法

7. 事業の周知方法

8. 事業の実施期間

【記載上の注意】

- 1 厚生労働大臣へ事業計画書を提出する際に、合わせて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者及び事業内容担当者宛てへ事業計画書を電子媒体で提出すること。
- 2 「6」は、実施方法について都道府県内の薬局を広く支援できるような方法にすること。

番
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県薬剤師会名) 会長 ○○○○ 印

令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費に係る実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発薬生第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1（1）、（2）、（3））
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 令和2年度歳入歳出決算書の抄本（又は見込書の抄本）
（当該事業の支出額を備考欄に明記すること。）
 - (2) その他参考となる書類

(単位:円)

[illegible]

経費精算額調書(直接補助事業分)

(都道府県薬剤師会名)

(1) 所要額

(単位: 円)

総事業費	寄付金	差引額	対象経費の	交付基準額	選定額	委託費	委託費	既交付	受入済額	差引
	その他の		支出済額			基本額	所要額	決定額		過不足額
	収入額	(A-B)			D、Eのいずれか 少ない方の額	C、Fのいずれか 少ない方の額				(K-I)
A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 所要額内訳

(単位: 円)

区 分	支出予定額	支 出 内 訳
人 件 費	円	
謝 金		
旅 費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
賃 金		
給 与 費		
雑 務 費		
委 託 費		
合計		

[illegible]

別紙2 実績報告書

1. 都道府県薬剤師会名

2. 事業担当者

担当者氏名

住所・部署名

連絡先 電話

メールアドレス

3. 事業名

4. 事業の内容

--

5. 事業の実施方法

--

6. 事業の成果

--

7. 今後の課題及びその解決策

8. 事業の実施成果等の情報発信

【記載上の注意】

- 1 上欄には概要を記載することとし、詳細な内容については、令和2年4月23日薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「令和2年度薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」第3 1（2）に基づき作成した報告書（任意様式）を添付すること。
- 2 厚生労働大臣へ事業実績報告書を提出する際に、合わせて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の手続担当者及び事業内容担当者宛てへ事業計画書を電子媒体で提出すること。
- 3 「5」は、実施方法について都道府県内の薬局を広く支援できるような方法にすること。

第3号様式

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県薬剤師会名) 会長 ○○ ○○ 印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発薬生 第 号により交付決定があった令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費について、令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱6(9)の規定に基づき、以下のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要委託費返還相当額)

金 円

3. 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第4号様式

番 号
令和 年 月 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

薬局名 印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった について、交付
決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額（要委託費返還相当額）

金 円

3. 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。